

諮問日：令和2年11月27日（令和2年度（情）諮問第16号）

答申日：令和3年5月20日（令和3年度（情）答申第2号）

件名：東京高等裁判所において特定日に発せられた庁舎管理規程に基づく強制措置についての文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「本日発せられた庁舎管理規程に基づく強制措置（退去命令，再入構禁止措置など）についての文書（申請日後日作成された文書を含む）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が令和2年9月14日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

申出日当日，身体接触，身体を持ち上げ，床に落とすなどの強制措置がありながら，それらの文書を一切作成していないというのは不自然である。私は，後日，最高裁長官，高裁長官などにあてて文書（意見書，申出書）を提出しているのだから，何らかの文書があつてしかるべきである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京高等裁判所において，本件開示申出書の受理日である令和2年6月10日に特定人に対する構外退去命令が発せられた事実があったことから，同命令の発令に関する文書を探索したが，同命令は，庁舎管理権者である東京高等裁

判所事務局長が口頭で発したものであるため、当該文書は作成又は取得しておらず、存在しなかった。

- 2 苦情申出人は、開示申出後に高等裁判所長官等に対して本件強制措置に係る意見書等を提出しているから何らかの文書が開示されてしかるべきと主張する。しかし、開示の対象となる司法行政文書は、原則として開示申出時点において裁判所が保有している文書であり、開示申出後に作成され、又は取得された文書は当該開示申出の対象とならない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年11月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和3年2月19日 審議
- ④ 同年3月19日 審議
- ⑤ 同年5月14日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、東京高等裁判所において、本件開示申出書の受理日である令和2年6月10日に特定人に対する構外退去命令が発せられた事実について、同命令の発出に関する文書を探索したが、同命令は、庁舎管理権者である同裁判所事務局長が口頭で発したものであるため、当該文書は作成し又は取得しておらず、存在しなかったとのことである。裁判所の庁舎等の管理に関する規程は、構外退去命令の発出に関し、文書の作成の要否について何ら規定していないこと、同命令はその性質上様々な状況に応じて臨機に発出され得るものであることなどを踏まえて検討すれば、上記の説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京高等裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと

認められる。

- 2 苦情申出人は、本件開示の申出後に高等裁判所長官等に対して意見書等を提出しているから、何らかの文書が開示されてしかるべきである旨主張する。

しかしながら、取扱要綱によれば、司法行政文書の開示手続の対象となる司法行政文書は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものであるとされている。取扱要綱の上記の定めを照らせば、開示手続の対象となる司法行政文書は、原則として開示申出の時点において裁判所が保有している文書であり、開示申出の後に作成し又は取得したことにより保有するに至った文書は、当該開示申出の対象とはならないと解される。もっとも、情報公開制度の趣旨にかんがみ、開示申出の時点において、当該申出に対する開示等の判断の時点までに当該申出に係る司法行政文書を作成し又は取得することが予定されていた場合においては、当該文書を対象文書として取り扱うこともできるものと解される。

これを本件開示申出についてみると、本件開示申出書には「（申請日後日作成された文書を含む）」との記載があるものの、上記のとおり、このような記載があることをもって開示申出の後に作成され又は取得された司法行政文書が当然に開示手続の対象になるとは解されない。

また、苦情申出人があつてしかるべきであると主張する文書については、本件開示申出の後に提出されたものであり、かつ、本件開示申出の時点において、その取得が予定されていたといえるような事情は見当たらない。

したがって、苦情申出人が指摘する文書については、本件開示申出の対象とはならない。

- 3 以上のとおり、原判断については、東京高等裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            門   口   正   人

委            員            長   戸   雅   子